

収入印紙
貼付
(200円)

建設副産物埋立処分契約書

工事名 : _____

株式会社中村建設が運営する下岡残土処分場（以下「甲」という。）【 _____ 】
（以下「乙」という。）は、乙が排出する建設残土（以下「残土」という。）の埋立処分に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、自らが排出する残土の埋立処分を甲に委託し、甲は、これを受託する。

（遵守事項）

第2条 乙は、残土の搬入については乙の責任のもとに行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守しなければならない。

（契約の期間）

第3条 契約期間は、令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの期間とする。

2 前項に定める契約期間が、満了する1カ月前までに、甲または乙からの特段の意思表示がないときは、この契約は更に1年継続するものとする。ただし、埋立が完了する日までとする。

（埋立処分場所）

第4条 埋立処分場所は、兵庫県美方郡香美町香住区上岡字堤618番地外9筆他とする。

（委託内容）

第5条 乙は、残土の処分を甲に委託する。

1 委託する残土の数量

1) 建設残土

_____ トン

（埋立処分）

第6条 甲は、乙が搬入した残土を甲の責任において適正に埋立処分を行うものとする。

（埋立処分料金）

第7条 埋立処分料金は、甲が別途定めるものとする。

（埋立処分料金の支払等）

第8条 1（支払方法）

（1）乙は、残土を搬入場所に搬入する前に委託する料金を甲に前納する。

（2）乙が前号の規定に従わないときは、甲は、乙の残土の受入を拒否する。

2（前納金の精算）

契約期間終了後、甲は、前納金の残高が存するときは、残高を乙の申し出により指定する口座に返還する。

（残土の審査等）

第9条 1（残土の事前申込）

乙が、甲に処分委託する残土は、土砂等採取場所証明書（以下「証明書」という。）のとおりとし、この契約締結前に甲に申込を行い、甲が承認するものでなければならない。

2（受入検査）

（1）乙は、甲に処分委託する残土の搬入に際しては、甲の搬入場所で甲の行う検査を受け、その指示に従わなければならない。

（2）甲は、前号の検査において、搬入残土が甲の定める残土受入基準（以下「受入基準」という。）に適合しないと認めるときは、残土の受入を拒否する。

（3）甲は、前号の規定により残土の受入を拒否したときは、乙に通知する。

3（搬入停止等）

（1）甲は、乙の残土が前2項の受入検査により、受入基準に適合しないと認めるときは、乙に通知の上、搬入停止の措置をとることができる。

（2）甲は、乙が前号の搬入停止の措置を受けた残土について必要な処置を行い、受入基準に適合すると認めるときは、搬入停止の措置を解除する。

（3）乙は、搬入再開にあたり必要がある場合は甲の指示に従い、残土分析結果表等を提出しなければならない。

（運搬途上の紛争等）

第10条 乙は、残土の運搬途上において生じた紛争等は、乙の責任においてその解決にあたるものとする。

（条件の変更等）

第11条 乙は、次の各号の一に該当する事項を変更する場合は、直ちに書面をもって甲に通知し、その承認を得なければならない。

（1） 商号又は名称若しくは代表者名

（2） 所在地

（臨機の措置）

第12条 甲は、災害その他特別な理由により残土の受入が不可能となった場合は、乙に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（一般的損害）

第13条 乙は、残土の搬入において生じた事故等による損害については、すべて乙が負担するものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第14条 乙は、残土の搬入において第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてその損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（契約の解除）

第16条 甲は、災害その他特別な事由が生じ、又は環境保全上やむを得ない事情が生じたことにより、埋立処分が不可能となった場合は、契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（1） この契約を履行しないとき。

（2） 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

（3） この契約に定める残土の適正な処分に関し、著しく不誠実と認められるとき。

（4） 契約解除を申し出たとき。

3 甲は、第2項の規定によって契約を解除したことにより、乙に損害が生じたことがあってもその賠償の責を負わないものとする。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、理由を付して乙に通知するものとする。

（報告）

第17条 甲は、残土の埋立処分に関し環境保全上必要があると認めるときは、乙に対して所要の報告を求めることができる。

（調査）

第18条 甲は、残土の適正な埋立処分を行うため必要があると認めるときは、乙の事業場に立ち入り、残土を調査することができる。

（協議）

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、甲、乙は各々記名押印の上1部作成し、乙は本書を保管し、甲は写しを保管する。

令和 年 月 日

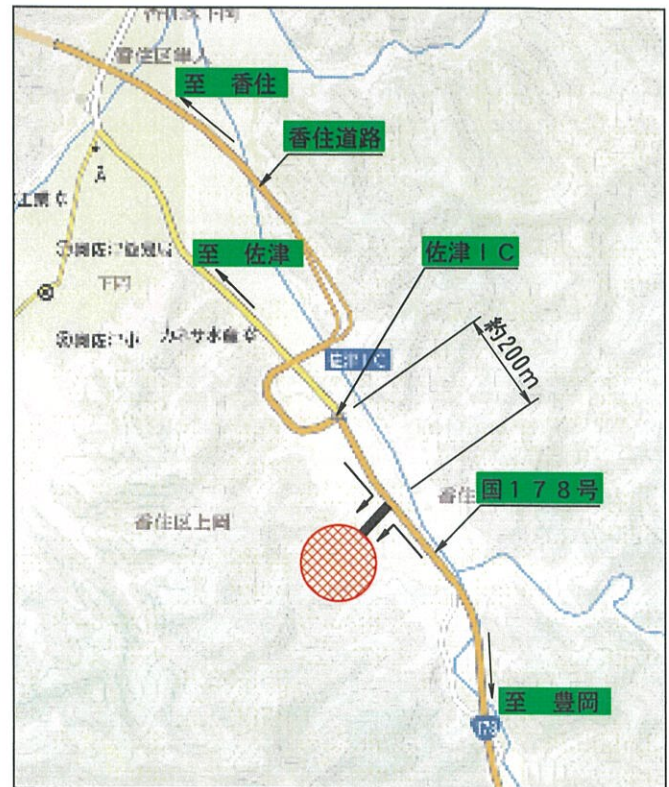
(甲) 住所 兵庫県美方郡香美町香住区香住779番地-1
氏名 株式会社 中村建設 代表取締役 中村裕二
下岡残土処分場 (印)

(乙) 住所
氏名 (印)

担当者・携帯番号

下岡残土処分場へのご案内

1. 住所：兵庫県美方郡香美町香住区上岡字藤谷
(香住道路佐津 I Cより南へ約200m)



2. 受入時間：8：00 ～ 17：00

- ・ 前日までに会社又は処分場への連絡をお願いします。
- ・ 土曜、祝祭日の持ち込みは事前に連絡下さい。

3. 受入品目と価格

令和5年6月1日

品目	価格
砂質土	1,200円/t
レキ質土	1,200円/t
粘性土	1,200円/t
改良土	1,200円/t
高含水土砂① セメント改良 50kg/m3程度必要	2,100円/t
高含水土砂② セメント改良 100kg/m3程度必要	2,600円/t
高含水土砂③ セメント改良 150kg/m3程度必要	3,100円/t
その他高含水土砂③以上	個別見積り

・ 重機の敷均し転圧が不可能な土砂は、高含水土砂①～③として扱い、搬入前に確認をお願いします。
 ・ 産業廃棄物などを含有する土砂は受入不可です。
 ・ 受入料金は前納をお願いします。
 ・ 消費税は別途申し受けます。

4. 連絡先

兵庫県美方郡香美町香住区香住779-1
 株式会社 中村建設
 TEL 0796-36-0864
 FAX 0796-36-1864

下岡残土処分場
 TEL 090-3284-0134

担当者
 中村厚史
 TEL 090-3278-2703

土砂等採取場所証明書

年 月 日

証明者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） - 番

採取された土砂等について、次のとおり証明します。

採取場所の所在地	
土砂等の性状	
引渡先	(株) 中村建設 兵庫県美方郡香美町香住区上岡字堤618番地外9筆 兵庫県美方郡香美町香住区下岡字堤1034番地
引渡しに係る土砂等の量	m ³
引渡しの期間	年 月 日から 年 月 日まで
引渡しの原因	売却 ・ 処分の委託 ・ その他（ ）
備考	

記入例

土砂等採取場所証明書

引渡の初日より前にして下さい

○年○月○日

この書類は搬入する前に提出の事！

証明者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

○ ○ ○

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

○ ○ ○ ○ 建設 (印)

電話 (○○○○) ○○ - ○○○○ 番

採取された土砂等について、次のとおり証明します。

採取場所の所在地	○ ○ ○ ○ 工事 美方郡香美町香住区○○地内
土砂等の性状	土砂 ・ 軟岩
引渡先	(株) 中村建設 兵庫県美方郡香美町香住区上岡字堤618番地外9筆 兵庫県美方郡香美町香住区下岡字堤1034番地
引渡しに係る土砂等の量	○ ○ ○ ○ m ³
引渡しの期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
引渡しの原因	売却 ・ (処分の委託) ・ その他 ()
備考	

実際に搬入する予定日を記入
(契約書の日付と違ってよい)

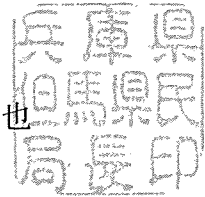


特 定 事 業 許 可 証

住 所 兵庫県美方郡香美町香住区香住 779 番地の 1
申請者 株式会社中村建設
代表取締役 中村 裕二

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例第 23 条の規定により、許可を受けた特定事業であることを証する。

兵庫県但馬県民局長 多 田 欣 也



許可の年月日 令和元年 10 月 2 日
許 可 番 号 第 257011 号

- 1 特定事業区域の位置 美方郡香美町香住区上岡字堤 618 番地 外 9 筆
及び面積 美方郡香美町香住区下岡字堤 1034 番地
56,411 m²
- 2 特定事業の期間 平成 26 年 2 月 21 日から令和 11 年 12 月 25 日まで
- 3 許可の条件
 - (1) 特定事業が他の法令等の許認可を要するものである場合は、所定の手続きを完了した上で着手すること。
 - (2) 特定事業の施工にあたって、工事中は現場責任者を常駐させるとともに事業者が自己の責任において、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めること。
 - (3) 事業場内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう万全を期すること。
- 4 許可の状況
平成26年 2 月 21 日 新規許可
平成27年 6 月 9 日 変更許可 (事業区域の構造の変更及び事業期間の延長)
令和元年 10 月 2 日 変更許可 (事業区域の構造の変更及び事業期間の延長)

令和 5 年 6 月 26 日 住所変更による書換